



国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

海上技術安全研究所 国際会議報告



会 議：国際海事機関（IMO）第 83 回海洋環境保護委員会（MEPC 83）

開催場所：国際海事機関（IMO：英国ロンドン）及びオンラインのハイブリッド

会議期間：2025 年 4 月 7 日～11 日

海技研からの出席者：

現地参加 高橋 千織：研究特命主管、環境・動力系上席研究員（日本船舶技術研究協会審議役）

和田 祐次郎：知識・データシステム系知識システム研究グループ 主任研究員

太田 進：研究特命主管（日本船舶技術研究協会審議役）

概要：海洋環境保護委員会（MEPC）は、

- 船用ディーゼルエンジンの複数の運転プロファイル使用に関する NOx テクニカルコードの改正案を採択した。
- 燃料規制制度とゼロエミッション船等に対する経済的インセンティブ制度を含む MARPOL 条約附属書 VI の改正案を承認した。
- CII の 2030 年までの削減係数に合意した。
- IMO DCS データへのアクセス権限を拡大する MARPOL 条約附属書 VI の改正案を承認した。
- 「船用ディーゼル機関からのメタン及び亜酸化窒素排出の陸上試験及び船上測定のためのガイドライン」を採択した。



主な貢献

高橋は、大気汚染の防止（議題 5）及び船舶のエネルギー効率（議題 6）を担当し、同議題の作業部会（WG 1）にも参画し、審議に貢献した。

和田は、船舶からの GHG 排出の削減（議題 7）を担当し、同議題の作業部会（WG 2）にも参画し、審議に貢献した。

太田は、主として日本船舶技術研究協会審議役として参加し、義務規則改正の検討と採択（議題 3）の審議を担当し、同議題の起草部会（DG）にも参画し、審議に貢献した。



主な審議結果

当所職員が担当した議題の主な審議結果は以下の通りである。他の事項及び審議結果の詳細については、他機関の報告を参照願いたい。

1 議題 3 義務規則改正の検討と採択

委員会は、複数の運転モードを持つエンジンの取扱い及び試験法の明確化に係る NOx テクニカルコードの改正案を採択した。この改正案は次回の MARPOL 条約附属書 VI の改正に合わせて、2027 年 3 月 1 日に発効する予定であるが、適用の詳細については他機関の報告を参照されたい。

委員会は、既存のエンジンに仕様変更（substantial modification）または等級（Tier）の変更があった場合のエンジンの承認方法に係る NOx テクニカルコードの改正案を採択した。この改正案は 2026 年 9 月 1 日に発効する予定。

2 議題 5 大気汚染の防止

委員会は、「ブラックカーボン排出量の測定、監視及び報告に関する推奨ガイドライン」に定められた測定報告プロトコルを用いた「Polar fuel」コンセプトについてさらに検討するため、この成果物の目標完了時期を 2027 年まで延長することに合意した。

3 議題 6 船舶のエネルギー効率

委員会は：

- 2027 年から 2030 年までの CII 削減係数（Z ファクター）について審議し、2030 年の値を 2019 年比で 21.5%として毎年均等に引き上げることに合意した。
- 国際航海に従事する船舶の燃料消費量等の運航データの収集及び報告を義務づける IMO DCS について審議し、報告されたデータへのアクセス権限を拡大する MARPOL 条約附属書 VI の改正案を承認した。この改正案は、MARPOL 条約附属書 VI 締約国に対しては、全船舶を対象とした非匿名データへのアクセスを認めるとともに、一般ユーザーには全船舶を対象とした匿名データへのアクセスを可能としている。
- 通信部会における検討を踏まえ、「船舶ディーゼル機関からのメタン（CH₄）及び亜酸化窒素（N₂O）排出量の陸上試験及び船上測定に関するガイドライン」を採択した。また、船上 CO₂ 回収・貯留システム（OCCS）の利用に関する規制枠組みの策定等に関する作業計画案についても承認した。これらについては、さらなる検討のため、通信部会を再設立することに合意した。同通信部会の報告書は、MEPC 84（2026 年 4 月）に提出される予定。

4 議題 7 船舶からの GHG 排出の削減

委員会は、以下に示す燃料規制とゼロエミッション船等に対する経済的インセンティブ制度を含む海洋汚染防止（MARPOL）条約改正案を承認した。

- 燃料規制：船舶の使用燃料の GHG 強度（エネルギー当たりの GHG 排出量）を規制し、その規制値を 2050 年に向けて段階的に強化する制度。
- ゼロエミッション船等に対する経済的インセンティブ制度：IMO に国際基金を設置し、使用した燃料の GHG 強度が基準値を満たさなかった船舶から支払われる負担金を運用し、ゼロエミッション燃料船等の GHG 強度の低い燃料を使用する船舶に報奨金を支給する制度。



5 今後の会合

次の海洋環境保護委員会は、GHG 削減対策に係る MARPOL 条約附属書 VI の改正案の採択のため、2025 年 10 月 14 日から 17 日まで、第 2 回臨時会合（MEPC/ES.2）としてロンドンの IMO 本部で開催される予定である。また、第 84 回会合（MEPC 84）は、2026 年 4 月 27 日から 5 月 1 日まで、同じくロンドンの IMO 本部で開催される予定である。